

國學院大學学術情報リポジトリ「K-RAIN」

「地方大意抄」所載記事の解釈をめぐって：
著者と著作年次を手がかりに

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 国学院大学法学会 公開日: 2023-02-06 キーワード: 作成者: 高塩, 博 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001155

「地方大意抄」所載記事の解釈をめぐって

——著者と著作年次を手がかりに——

高 塩 博

はじめに

一 著作の経緯

二 著者

三 著作年代

四 所載記事の再検討

むすび

はじめに

「地方大意抄」という史料に、

公事訴訟取計方之儀は、前々々官府之

公裁明白に御掟相立有之、右掟を以取捌く事に候間差て銘々の働は入不申、右 公裁之御掟を委しく覚候事肝

要に御座候、

という記事が存する。この記事は、平松義郎氏が見出したもので、これを解説して「代官の裁判は「御定書」・先例の自動的適用に過ぎないと教えている」と述べ、判例集や先例に依拠しない裁判をした「近世初頭の名奉行譚はやがて牧歌的な過去となり（『世事見聞録』）、先例による裁判が支配するようになる」と指摘しておられる⁽¹⁾。この指摘はまことにもつともである。しかしながら、平松氏は右の記事がいつ頃のものであるかを記しておられないので、「先例による裁判が支配するようになる」時期については漠としている。

そこで、小野武夫編『近世地方経済史料』第七卷（昭和三十三年、吉川弘文館、一三三―一五二頁）に収載される「地方大意抄」をみると、その解題に「著者の氏名を逸す、其の記する所に拠るに、著者は幕府地方官（代官か）某の次男にして」とあり、成立年代については「年次亦詳ならず」と見えている。本書の内容については簡潔に次のように記している。

或人の問に対し其の父兄より聞ける事実に、自己の意見を加へ答弁したるものとす、即ち其の事項は農民の取扱、定免の吟味、検見取箇、土地村方の善悪、新田の開発、并起返普請所の取計、年貢の取立方、公事訴訟等の大意なり、

「序」はまた、「地方大意抄」の原本は柳田国男氏が帝国農会に寄贈したものである、とも記している。

この小稿は、本書の著者と著作年次を明らかにすることによって、右の記事の解釈を再検討することを目的とする。

一 著作の経緯

「地方大意抄」には「序」がついていて、著作の経緯が判明する。その次第はこうである。ある人が著者に「地方取計之大意修練之品」を教えてくれるようにと懇請したのである。その理由は、著者が「年久敷県官之御役」を勤めて「地方巧者之令名」のある家に生まれ、その「老父之側にて」成長して多くのことを知っているからだというのである。著者はこれに対して、

年来老父より聞伝へたる品々、且予若年より好て地方に心を委ねたる事も候得は、足下不審之次第も候は、端を改一々ヶ条を立問給べし、予か覚たる品々は簡見無残申述べし、と応じたのである（同書一三三頁）。簡条書による質問は左の九項目であり、前掲記事は第九項公事訴訟取捌之大意の冒頭に記された文言である（同書一四九頁）。

第一 民を取扱候大意

第二 検見御取箇附之大意

第三 定免に申付候節之心配大意

第四 土地村方之善悪考合候大意

第五 新田開発之事并起返等之大意

第六 御普請所取計之大意

第七 取立方之大意

第八 百姓之急難有之節取計大意

第九 公事訴訟取計之大意

二 著者

著者は、その記述にしばしば「老父」を登場させる。その内、著者の手掛かりを与える記事は、「先年老父西国支配之内、豊後国友田村と申場所云々（第一項）」、「老父義、享保十九寅年西国御代官所へ場所替被仰付云々（第三項）」、「老父儀、西国支配所相勤候内、種々勘弁之上、寛保元酉年より百姓助合穀と申儀年々巨細に心を碎き世話仕候（第八項）」というものである。これらの記事により、著者の父は、享保十九年（一七三四）に西国筋代官に任じられ、寛保元年（一七四二）にも引き続き在職していたことが知られる。著者は本書に兄も登場させ、「老父年来取計之次第并兄取計候趣平生及見聞、理に的当仕候品々、猶亦私之存寄を相加申述候（第九項）」あるいは「兄九郎左衛門も勿論にて候（第九項）」と記す。

そこで、九郎左衛門の称をもつ幕臣を『寛政重修諸家譜』（以下、『諸家譜』という）のなかに搜すと、岡田俊惟としただ、その長男俊博がともに九郎左衛門の称をもち、親子そろって代官を勤めている（2）。さらに、近年著しく進展した代官研究の成果を網羅すると共に新しい情報を加えて編集された『江戸幕府全代官人名辞典』（以下、『代官人名辞典』という）を繙くと、次のことが判明する。すなわち、享保十九年八月十九日に豊後国日田へ場所替となったのは、親の岡田九郎左衛門俊惟である。（3）

『諸家譜』によると、俊博には三人の弟がいる。すぐ下の弟は揖斐喜左衛門政方の養子となった政俊、二番目の弟

は兄俊博の養子となつて岡田の家督を継いだ俊澄⁽⁴⁾、三番目の弟は桜井七右衛門政徳の養子となつた政朋である。したがつて、「地方大意抄」の著者は、これら弟のうちの一人である。

再び『代官人名辞典』をひらくと、岡田俊惟の長男俊博は父の跡を継いで、宝暦四年（一七五四）三月二十一日に豊後国日田の代官に任命されている。陸奥国桑折陣屋の代官からの転任である。次男揖斐政俊は、実兄俊博が西国筋代官より勘定吟味役に転じた跡を襲い、宝暦八年（一七五八）正月二十一日に西国筋代官に任命され、その後の明和四年（一七六七）七月十一日、西国筋郡代に昇格した。⁽⁵⁾

『諸家譜』によると、三男俊澄は兄俊博の養子となり、宝暦八年九月三日に家督を継ぎ小普請入した。翌九年四月よりは小姓組の一員として西の丸、本城に勤務し、代官に任命されることはなかった。四男政朋は小姓組の櫻井政徳の養子となるも、養父にさきだつて死去している。⁽⁶⁾

これら三人の経歴からすると、次男の揖斐政俊が「地方大意抄」の著者としてもつともふさわしいように思われる。⁽⁷⁾

三 著作年代

「地方大意抄」の著作年代もまた、その記事を検討することにより判明する。老父岡田俊惟は六十歳前後までは健康に恵まれて精力的に仕事をこなしたが、その頃病気に罹つた。このことが次の記事に、

老父病氣不差起已前は取計方急成御用有之砌、或は公事訴訟吟味事杯有之節は三十日も四十日も昼夜一向不臥
同然之事も不絶有之候得共、六十歳前後迄は随分丈夫にて取続候、

と記される(第九項)。「諸家譜」および『代官人名辞典』によると、岡田俊惟は西国筋代官を二十年余り勤めあげ、宝暦四年(一七五四)閏二月二十八日に勘定吟味役にすすんだ。ところが、昇進後一年あまりの同五年四月二十六日に病により職を辞し、その翌六年十一月十九日に逝去してしまう。⁽⁸⁾ 満六十歳である。本書は老父存命中の著作であるから、宝暦五年四月以降、翌六年十一月ごろまでの成立である。

著者が揖斐政俊であるとする、成立年次の幅をさらに狭めることができる。次男政俊が揖斐家の養子となるのは、宝暦五年十二月二十日のことである。本書を記述したのは養子に出る前のことと考えられるから、著作時期は宝暦五年の四月から十二月の間に求められる。いづれにしても、本書の著作年代は宝暦五年、もしくはそれから同六年にかけてのことである。

四 所載記事の再検討

『国書総目録』によると、「地方大意抄」は『近世地方経済史料』第七巻に翻刻されたものが唯一である。柳田国男氏寄贈の原本をはじめ、その他の伝本も今や知られない。活字として後世に残した小野武夫氏の功績大と言うべきである。この度、「地方大意抄」の著者と著作年代とが明らかとなったことにより、その記事を活用しやすくなった。⁽⁹⁾

前述したように、平松氏は前掲記事の「右掟を以取捌く事に候間差て銘々の働は入不申」の部分を「御定書」・先例の自動的適用に過ぎない」と解説された。すなわち「右掟」を「御定書」・先例」と解釈されたのである。「右掟」とは、「前々々官府之公裁明白に御掟相立有之」の「御掟」であり、「公裁之御掟を委しく覚候事肝要に御

座候」の「公裁之御掟」のことでもある。筆者は「公裁之御掟」を「御定書」・先例」と解するよりも、具体的な幕府制定法すなわち「公事訴訟取捌」と解するほうが当時の実情にふさわしく、かつ記事の書きざまにも合致する
と考える。

周知のように、幕府は寛保二年（二七四二）四月、「公事方御定書」を制定した。近事、幕府は「公事方御定書」と同時に、「公事訴訟取捌」という法典を制定したことが判明した。⁽¹⁰⁾「公事訴訟取捌」は、吟味筋（今日の刑事訴訟にほぼ相当）のみならず出入筋（今日の民事訴訟にほぼ相当）を裁く実体法規を多数含み、一四項目四二一条で構成される。「公事訴訟取捌」は出入筋を裁く法文二一六箇条を、国郡境論、山野入会村境論、魚獵海川境論、田畑墾論、堤井堰用水論、証拠証跡用不用、馬継河岸場市場論、跡式養子離別後住并引取人、寺社并離壇出入、質田畑論、借金家質出入、奉公人出入の一二項目に分類して収載する。吟味筋にかかわる法文は、最終項目の裁許破綻背
其外御仕置者大概に一九二箇条を定め、訴訟手続に関する法文二三箇条を冒頭の公事訴訟取捌という項目に配している。したがって、「公事訴訟取捌」には、訴訟手続をはじめとして、出入筋、吟味筋に対応するための大方の法規が整っているのである。「地方大意抄」の著者は、これらの法規を「委しく覚候事肝要」だと言っているであろう。

「公事訴訟取捌」は、三八一条の法文をもつ「評定所御定書」という幕府法を増補整備したものである。「評定所御定書」は、公事方勘定奉行が責任者となつて評定所留役などの実務家に取りまとめたと考えられ、元文二年（一七三七）十月に幕府法として公認されるとともに、京、大坂の町奉行所をはじめとして奈良以下の遠国奉行所、および全国各地を治める代官の役所に通達された。「公事訴訟取捌」もまた遠国奉行は言うまでもなく、郡代・代官にまでも広く周知されたと考えられる。「公事方御定書」が三奉行限りの秘密法とされたのとは、おおいに異なつ

ているのである。⁽¹¹⁾

「地方大意抄」の成立を宝暦五年ないし六年とするならば、「公事訴訟取捌」の制定からは一二年ないし一三年後である。「評定所御定書」が幕府法として公認された時点から数えるならば、およそ一七年ないし一八年が経過している。前掲記事が「前々方……御掟相立有之」と記すに十分な年数である。また、「官府之公裁判明白に御掟相立」と記すのは、これを「公事訴訟取捌」という具体的な制定法を念頭に置いた表現と解して違和感を覚えない。

む す び

右の解釈が的を射ているならば、「先例による裁判が支配するようになる」という平松氏の指摘は、これを「制定法による裁判が支配するようになる」と読み替えてもよさそうである。そして、「制定法による裁判が支配するようになる」のは、「評定所御定書」の公認および「公事訴訟取捌」の制定が契機となったと言うべきであろう。「地方大意抄」の著者と著作年次とが明らかとなったことにともない、その記事に関して新たな解釈が可能となった。大方の御批正を仰ぐものである。

- (1) 平松義郎「近世法」『江戸の罪と罰』六〇頁、昭和六十三年、平凡社（平凡社選書一一八、初発表は、昭和五十一年）。
- (2) 『新訂寛政重修諸家譜』第十九、二五六～二五七頁、昭和四十一年、続群書類従完成会。
- (3) 村上直・和泉清司・佐藤孝之・西沢敦男編『徳川幕府全代官人名辞典』一一三～一一五頁、平成二十七年、東京堂出版。
- (4) 『新訂寛政重修諸家譜』第十九、二五七頁。
- (5) 『徳川幕府全代官人名辞典』六六・一一五頁。

- (6) 『新訂寛政重修諸家譜』第十九、二五七頁、同第十五、一六九頁。
- (7) 親子兄弟三代にわたる岡田俊惟、岡田俊博、揖斐政俊の、西国筋代官、同郡代としての動静は、『日田市史』(日田市編刊、平成二年)に詳しい(同書二四〇～二五九頁)。
- (8) 『新訂寛政重修諸家譜』第十九、二五六頁、『徳川幕府全代官人名辞典』一一四頁。
- (9) 「地方大意抄」は、二十年餘の長期にわたって西国筋代官を勤めた老父、すなわち岡田俊惟の治績を随所に記す。『日田市史』の記述を増補する史料として貴重である。本書はまた——左に数例を示すように——牧民官の考え方や姿勢を率直に語っており、代官研究の史料として興味深い。
- ・ 都て百姓は十人之内八九人迄は愚痴成者に候得は云々、(第一項)
 - ・ 取立方之儀は無油断可成たけ一日も早く取立儀宜候、(第七項)
 - ・ 百姓と申者は全体覚悟薄く思慮分別無之ものに候故、先つ十人之内七八人迄は餘り物を貯不申候、(第八項)
 - ・ 御掟を委敷存候得は如何様之悪事をなし候得ば、どの様の科に逢ひ候と申義、百姓共高を括り候ものにて候、依之聖人の教にも民にはしらしむべからずと有之候 (第九項)
- (10) 高塩博「評定所御定書」と「公事訴訟取捌」——「公事方御定書」に並ぶもう一つの幕府法——論考篇『國學院法學』五三卷四号、平成二十八年。以下の記述は本稿に基づく。
- (11) 代官が「公事訴訟取捌」を所持した事例は、右の拙文六四頁参照。